

府中市内飲食店テイクアウト・デリバリー応援事業 実施要項

◇目的 新型コロナウイルスの感染拡大により、市内飲食店においてニーズが高まっているテイクアウト・デリバリー商品の利用を促すため、飲食店が実施するテイクアウト・デリバリー商品の消費者還元策を補助することで、市内飲食店事業者の活性化を目指すものです。

◇補助額 1 店舗あたり上限 10 万円

※1 事業所で飲食店を複数経営する場合、店舗ごとに申請可能です。その際、1 回の申請で全ての店舗の申請書をご提出ください。

※1 店舗 1 回のみ申請となります。

◇補助対象

(1) 令和3年9月30日(木)までに事業を開始していること。

(※個人事業主であり、直近の開業の場合は開業届を要提出)

(2) 府中市内で飲食店を営む法人または個人事業主であること。

(※飲食店を主とする営業形態であること。小売を主としイートインを併設している店舗等は不可。)

(3) 中小企業・小規模事業者であること。

※要件上の中小企業の定義(中小企業基本法より抜粋)

飲食店は中小企業基本法の分類において「小売業」に該当。

小売業

資本金 5,000 万円以下または従業員 50 人以下

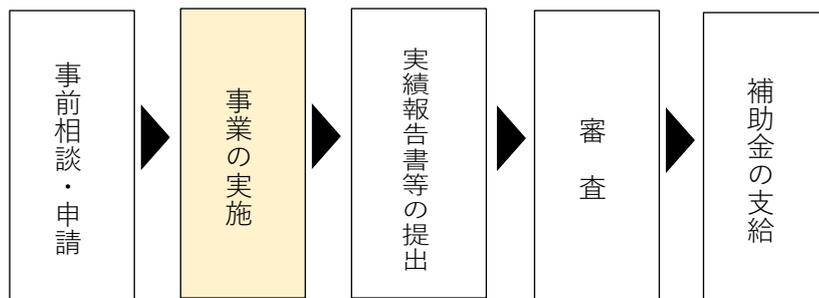
(4) 事業の改善に常に取り組みしており、今後も事業継続の意思があること。

(5) 暴力団等反社会的勢力に属していないもの、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないもの。

◇補助対象経費 テイクアウト又はデリバリーで提供する商品の消費者還元策にかかる費用

消費者還元策	<p>消費者のテイクアウト・デリバリー利用を促進するような、消費者にとってお得な商品の販売であること。</p> <p>例① 特別価格で商品を提供する⇒<u>通常価格と特別価格の差額を補助</u> 通常、店内 700 円で提供しているメニューを、キャンペーン期間中テイクアウトを利用した方は 500 円で提供。 通常価格 700 円 - 特別価格 500 円 = 差額 200 円 差額 200 円 × 1 日 20 食 × 30 日間 = 120,000 円 ⇒100,000 円補助</p> <p>※50%を超える高い割引率での商品提供は補助対象外です。 ※高額商品の申請は常識範囲内とし、事前に相談をして下さい。</p> <p>例② サービス品を提供する⇒<u>サービス品の価格を補助</u> キャンペーン期間中、テイクアウト・デリバリー商品を注文した方に、通常 200 円で販売しているコロツケを 1 個サービスとして提供。 通常価格 200 円 × 1 日 15 食 × 50 日間 = 補助対象額 150,000 円 ⇒100,000 円補助</p> <p>※購入商品より高額なサービス品の提供は補助対象外です。</p>
--------	--

◇補助金交付までの流れ



※審査の結果、交付されない場合がございます。

※実績報告書の提出から支給まで2週間程度を予定

※実績報告書の提出の際、アンケートを実施いたします。ご協力ください。

※補助金の支給時期についてはご相談ください。

◇事業の実施について

- ①消費者還元策の実施にあたり、内容を必ず消費者へ周知してください。(実施内容についてのチラシやポスターを店頭に掲示する等) **実績報告書を提出する際にチラシやポスター等、周知したことが分かるものを提出する必要があります。**周知物には、必ず**商品名・キャンペーン期間・元の金額・割引後の金額（またはサービス品の名称・元の金額）を記載**してください。周知をしていない場合、補助の対象となりません。ご注意ください。
- ②申請時の内容に変更があった場合は、速やかに事務局宛にご連絡ください。
- ③内容によっては一部返還いただく場合がございます。

◇申請受付期間 **令和3年10月1日（金）午前9時 ～ 令和4年2月28日（月）午後4時まで**

※事業の実施は、11月1日（月）からとなります。報告書提出期限（令和4年3月10日）までには事業を終了し、遅延なきよう提出して下さい。

※予算に達し次第、受付を終了いたします。

◇申請方法 申請前に個別に実施内容を、むさし府中商工会議所に相談（要事前予約）し、必要書類を郵送または窓口にて提出。

※申請前に、必ず本商工会議所に来所いただきご相談ください。

（本商工会議所会員事業所については電話又はメールでの相談可）

◇申請書類 下記必要書類①～④を提出してください。

①申請書兼誓約書（様式1）

②飲食店営業許可証の写し（府中市内にある店舗であること）

③店舗の外観およびテイクアウト・デリバリー商品の写真データ※

※会議所ホームページ内特設ページへの画像掲載希望者のみ。

メール（info@tama5cci.or.jp）にてご提出ください。

※ホームページに本事業に申請いただき次第、店舗情報を掲載いたします。

法人の場合

④履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し（発行後3ヶ月以内のもの）

※複数店舗申請した場合、1通ご提出ください。

個人事業主の場合

④令和2年の確定申告書（第一表）の写し

（税務署受領印があるもの。電子申告の場合はメール詳細を別途添付）

※開業間もなく確定申告をしていない場合、開業届の写し

※複数店舗申請した場合、1通ご提出ください。

◇申請書類入手方法

①会議所ホームページ ②会議所窓口 ③市役所1階市民相談室

④市役所4階産業振興課窓口 ⑤市政情報センター ⑥市内各文化センター

◇報告書提出 事業終了次第速やかに提出してください。

提出最終期限 令和4年3月10日（木）

◇報告書類 事業終了後、下記必要書類①～③を提出してください。

①実績報告書（様式2）

②消費者還元策の実施を利用者に周知しているポスターやチラシ等（写し、写真での提出可）

③支払先口座の通帳見開き1枚目の写し

（口座名カナ、口座番号が読み取れるもの。電子通帳の場合は口座情報が分かる画面の印刷）

◇申請・報告提出先

〒183-0006 府中市緑町3-5-2 むさし府中商工会議所

「府中市内飲食店テイクアウト・デリバリー応援補助金」係

◇不正受給時の対応

提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。

調査の結果によって不正受給と判断された場合、本補助金の取消・返還請求等を行います。

◇問合せ先 むさし府中商工会議所 「府中市内飲食店テイクアウト・デリバリー応援補助金」係

〒183-0006 府中市緑町3-5-2 TEL 042-362-6421 FAX 042-369-9889

メール info@tama5cci.or.jp